

東京都行政書士会北支部広報

あ す か

第38号

2018年6月1日発行

発行人 溝口庸一

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

平成29年度法教育実施報告

平成29年度の北支部の法教育出前授業も3月12日の北区立神谷中学校（3年生）を持ちまして、無事に全日程を終えることができました。今年度は新たに実施した小学校も含めて昨年度より2校多い累計8校、全19クラスの児童・生徒の皆さんに法教育出前授業を実施いたしました。

平成21年にスタートした北支部の法教育出前授業も来年には10周年を迎えます。初めて法教育出前授業を実施したのは6年生でしたから、そのときの児童の皆さんは今年あたり成人を迎えた計算になります。

長きに渡り、このような活動を続けてこられたのも、校長先生をはじめとする学校関係者の皆様のご協力、講師・グループリーダー・連絡調整担当の支部法教育推進委員会の面々、そのほか北支部の法教育出前授業実施にご理解とご協力をいただいたすべての皆様のお陰です。あらためて感謝申し上げます。

来期もこれまで同様、北支部らしい地域の皆様にご期待される法教育出前授業を実施してまいります。今後ともご理解ご協力を賜れますようお願い申し上げます。

（法教育推進委員会委員長：山本恵美子）



平成29年度法教育実施概要 次ページで事例をご紹介します

実施日	学校・学年	講師	授業内容
平成29年 11月9日	桐ヶ丘郷小学校 6年生3クラス	立川悦史 (北支部)	「マンションにおけるペットのルール」を題材に、合意形成の過程ときまりの意義を学ぶ授業を実施。
平成29年 12月21日	桐ヶ丘郷小学校 4年生3クラス	窪田信男 (大田支部)	自転車のルールを学ぶことを通じて、ルールには目的があることを児童に伝える授業を実施。
平成30年 1月24日	柳田小学校 4年生1クラス	山賀良彦 (北支部)	自転車のルールを学ぶことを通じて、ルールには目的があることを児童に伝える授業を実施。
平成30年 2月3日	なでしこ小学校 6年生3クラス	吉村信一 (北支部)	児童に身近な「赤羽公園」を題材に、公園にもルールがあること、そしてルールには目的があるという法解釈を児童に伝える授業を実施。
平成30年 2月13日	西浮間小学校 6年生3クラス	光永謙太郎 (行政書士ADRセンター 東京)	「マンションにおけるペットのルール」を題材に、合意形成の過程ときまりの意義を学ぶ授業を実施。
平成30年 2月15日	西浮間小学校 4年生3クラス	吉村信一 (北支部)	児童に身近な浮間公園のきまりを題材に、きまりには目的があるという、法解釈を児童に伝える授業を実施。
平成30年 3月3日	田端小学校 6年生2クラス	大塚大 (世田谷支部)	「おじゃる丸」の著作権に関するアニメを参考に著作権の基礎を学ぶ授業を実施。
平成30年 3月12日	神谷中学校 3年生2クラス	寺島朋弥 (北支部)	中学生に身近なネットトラブルや消費者問題について、寸劇やグループ討論を通じて考える授業を実施。



共に生きる社会～みんなが満足する『きまり』～（桐ヶ丘郷小6年）

平成29年11月9日（木）、北区立桐ヶ丘郷小学校において、6年生3クラスを対象に共に生きる社会～みんなが満足する『きまり』をテーマに法教育出前授業を行いました。

児童は4年生の時にも法教育を受けており、その際にはルール（きまり）はなぜあるのか、日常生活の中からルールの存在に気づき理解して行動する気持ちを育てることを目的として授業を行いました。6年生ではそこから更に進んで、社会の中で問題を解決するためのきまりを考え、異なる意見が出た場合にどうすればみんなが満足するきまりを作ることが出来るのか、議論を通じ、異なる意見の根底にある価値を顕在化させ、意思決定において、相互の意思の一致を図る合意形成について考えてもらう授業を行いました。

児童には、あるマンションでペットを飼いたい住民Aさんと飼って欲しくないBさんを例に、どのようなきまりを作ればお互いが満足して生活を送れるのか考えてもらいました。両者が満足するきまりを作ることには大人でも難しいですが、児童ならではの柔軟な発想で様々な意見を出してくれました。

まとめに講師から、「きまりを作るには、まず相手の意見を考えることが大事であり、同じくらい自

分の意見も大事、だから自分と相手、どちらの意見も大切にしよう」という思いを児童へ伝えました。

児童の書いた感想文には「問題を解決するには相手の意見を尊重しながら自分の意見を相手に伝えることが大事だと学びました。」との感想も多く見られ、今日の授業で学んだことをこれからの生活にも活かしてもらえるのではないかと感じました。今後も児童・生徒に法を身近に感じ、活かしてもらえるような授業を実践していきたいと考えております。

（法教育推進委員会委員：帆秋啓史）



.....

自転車のルールを通じて『きまり』の意味を考える（柳田小4年）

平成30年1月24日（水）、石神井川にほど近い柳田小学校にて4年生を対象に法教育出前授業を行いました。

学校の先生方との二度の打ち合わせを経て計画した案「交通ルールはどうしてあるの？きまりの意味を考えてみよう。」をもとに、子どもたちに身近で便利な道具である自転車にまつわる交通ルールの意味を考えることで、普段の生活の中のさまざまなルールの存在に気づき、ルールについて自分で考え理解して行動する気持ちを育てることをねらいとしています。

授業はまず、自転車の便利さや危なさ、実際に自転車に乗るときの様子について意見を出し合い考えます。次に「自分が自転車に乗っていて危ないと思ったこと」、「自分が歩いている（自転車が）危ないと思ったこと」をそれぞれ付箋に書き、グループで話し合った後、「どうしたら危ない目にあわないだろうか？」を考え、発表しました。

友達が付箋に書いたことにも関心を持ち、どうしたらよいだろうかと考えて話し合う姿や、グループの考えを的確にまとめて堂々と発表する姿を目にするのはグループリーダーとして参加して最も感動する瞬間です。子どもたちが深めた自転車への理解を

もとに、道路は様々な人が通るため危険と隣り合わせであること、もしも信号や標識がないところでも道路の特質を考えて行動する大切さについて、子どもたちは講師の問いかけから考え、学んでいきました。

今回は警視庁から頂戴したパンフレットを参考に子どもが自転車に乗るときは歩道を走れることもお伝えできました。交通ルールは自分と自分以外の人をも守るもの、そのことに幼いうちに気づいて安全に自転車に乗ってもらえたらと思います。

（法教育推進委員会委員：井上圭子）



『憲法に触れて欲しい』という学校からのリクエストに挑戦(なでしこ小6年)

平成30年2月3日(土)北区立なでしこ小学校において、6年生3クラスを対象に法教育出前授業を実施致しました。

今年は直前に社会科見学で6年生児童が国会に行ってきたことや、昨年に引き続き6年生を担当されている先生から、「昨年の内容をさらに発展させる意味で、できれば多少でも憲法に触れて欲しい」という難易度の高いリクエストの相談を受けました。

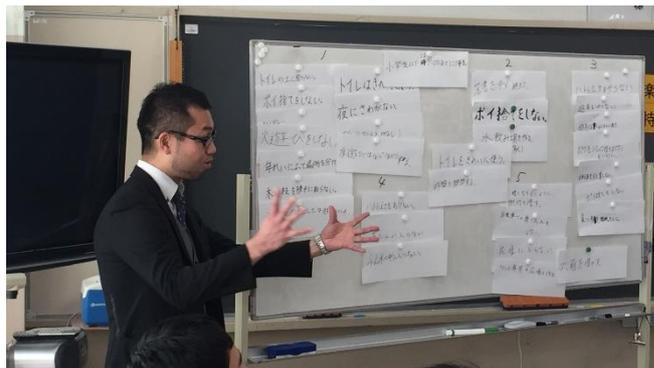
従来は、身近な赤羽公園をみんなが気持ちよく利用するためにはどんな決まりがあるといいかを自分で考えてみる、というテーマでグループワークを進めますが、今年は学校からのリクエストに応える形で、「誰もが公園を気持ちよく使えるのは、憲法により日本国民全員に人権が保障されているから」と一歩踏み込んだ内容も含めて展開しました。

児童からの感想文を見ても概ね高評価でしたが、その中でも『どなきまわりでも憲法を基にして作っていることが分かった。公園にきまりがあるのはだれもが楽しく気持ちよく過ごせるためだと分かった。憲法13条がなければ「ひとりひとりが大切にされる社会」は実在しないかもしれないことが分つ

た』という大人顔負けの感想文がとても印象的で、今回の法教育出前授業の内容を象徴していると感じました。

憲法をテーマの主軸におくのは非常に難しいことではありますが、6年生には憲法の存在を伝え、身近なルールや決まりと法律の類似点を感じてもらうことができたのではないかと思います。

(法教育推進委員会委員：鯨井悟)



キャリア教育&クイズで楽しく著作権教育(田端小6年)

平成30年3月3日(土)、北区立田端小学校において6年生2クラスを対象に法教育出前授業を実施いたしました。

田端小学校の近くには、田端文士村記念館があります。田端文士村記念館は、明治中頃から昭和にかけて、芥川龍之介や室生犀星などの文士・芸術家が田端に住み活躍したことを次代に継承し紹介することを目的として、平成5年に設立されました。

これにちなんで田端小学校の法教育は「著作権」をテーマに行われており、今回で5回目の実施となりました。講師は、東京都行政書士会の知的財産・経営会計部部員の大塚大会員で、著作権についてはオーソリティと言えます。

同校の卒業生でもある前田浩利会員からの在校生当時の話を交えた行政書士の紹介は今年も大好評で児童たちが興味津々に聞いている様子が印象的でした。

今年は、著作権制度広報DVD「おじゃる丸 チョサクケンと3つの約束」(公益社団法人著作権情報センター提供)を視聴した後、グループごとに大塚会員作成の著作権についてのクイズに答えるという形式で著作権の基礎を学びました。

DVDは「おじゃる丸」という児童に馴染みのあるアニメのキャラクターが、失敗しながらも著作権についての正しい知識を学んでいくという筋立てで、笑いもあつた楽しく学ぶことができました。

クイズでは、単純な正誤にとどまらず、著作権やその著作物について大人顔負けの鋭い指摘もあり、大変意義深い授業となりました。

大人にとっても難解な「著作権」の概念を軽々と理解する子どもの柔軟さと吸収力の高さを垣間見ることができると、法教育出前授業の醍醐味と言えます。

(法教育推進委員会委員長：山本恵美子)



ICTと寸劇を取り入れた消費者教育（神谷中3年）

平成30年3月12日（月）、北区立神谷中学校において、昨年同様3年生2クラスを対象とした法教育出前授業を実施しました。

約4ヶ月前から学校側と打ち合わせを繰り返し、教案を調整してまいりましたが、基本的に昨年同様、消費者問題をベースに、講師が特に関心を寄せている成人年齢引き下げに関するメッセージを伝える等、随所に手を加えてバージョンアップを試みました。

今年初の試みとしては、生徒一人ひとりに学校から貸与されているタブレット端末を使用するというものでした。昨年は、教室正面に用意された大型モニターにパワーポイントの映像を映し出すというものでしたが、今年は一人ひとりの手元の端末に直接映し出す手法に変えました。学校としてあまり使用実績がなかったようで、行政書士会のマスコット・ユキマサ君が度々登場するスライドに、生徒たちが好反応だったのが印象的でした。また、実際の法律の条文を手元で見る機会はなかなかないこともあり、そのあたりも新鮮に感じたようです。

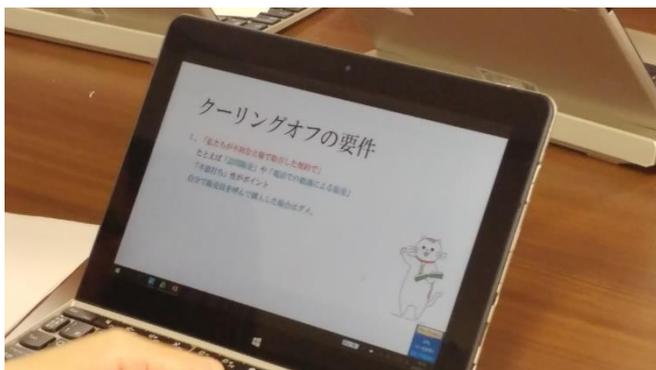
当日はICT支援員という臨時職員がいらして、機材トラブルのフォロー体制を整えていただきましたが

小さな通信トラブルはあったものの概ね順調に進めることができました。ICT支援員の話によると、生徒側から講師の端末に対して発信をする双方向通信も可能ということで、例えばO×クイズを出して、回答してもらい、瞬時に集計して全員に表示するといった機能も備えているとのことでした。こういった機能の活用も、学校側から出ている要望の一つではあるので、来年度以降はICT活用の観点からもさらに進化させていけたらと考えています。

また、昨年の支部会員による寸劇が大好評で、教員たちから今年も是非実施して欲しいとの要望があったため、台本を変え、新人会員1名を含む3名で実施したところ、今年も生徒たちの反応は上々で、終わったときは大喝采でした。

こういった法教育の本質以外の部分にも気を配りつつ、教員の皆さんと共に教案を作っていくことは、同じ学校で毎年オーダーメイド型の法教育を続けているからこそできることだと思います。長年続いている北支部のこの伝統を守りつつ、来年度以降も更なる発展を目指してまいります。

（法教育推進委員会委員：寺島朋弥）



教員のためのコミュニケーションスキルアップ講座（滝野川第四小）

平成29年10月27日（金）、「教員のためのコミュニケーション・スキルアップ講座」を滝野川第四小学校にて開催いたしました。前半はADRが従来の調停と異なる対話による当事者同席の調停であり、そのスキルを役立てていただきたいこと、学校問題へのアプローチの可能性や具体的なコミュニケーション・スキルについて講義が行われました。

後半は16名の先生方とともに私もロールプレイに参加し、傾聴技法と対話技法としての繰り返し（パラフレーズ）と言い換え（リフレーミング）を行いました。

傾聴技法では、話し手が「聞いてもらった」と実感する聞き方が重要であること、聞き手の反応（視線、表情、相槌、頷きなど）が話し手の話しやすさにつな

がることをロールプレイの振り返りを通して確認しました。

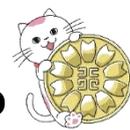
対話技法では、繰り返しや言い換えの効果とそれらが必要な理由についての講義を織り交ぜながら、実際に例文を参考にして行いました。感情が含まれる言葉には即座に言い換えることが難しい場合もあります。講師からは、すべてを言い換えようとするのではなく、すぐに相手に返してあげることが大切、とのコメントがありました。

本講座での学びを、相手の思いを受けとめるスキルとして様々な場面のコミュニケーションにお役立ていただけることを願っています。

（学校問題解決サポート委員会委員：井上圭子）

お問い合わせは東京都行政書士会北支部事務局まで

☎ 03-5963-7437 ✉ info@kitashibu.tokyo



高校入試の集団討論型面接練習会に参加しました

都立高校の推薦入試が差し迫っていた1月中旬に、北支部が例年法教育を実施している中学校から「推薦入試の集団面接の練習に協力していただけないか」というご依頼がありました。法教育とは全く畑の異なるご依頼であったため、支部の役員で検討したところ、地域支援ということで協力させていただくことになりました。

概要としては、討論型集団面接の面接官役を行政書士が行うというものです。推薦入試の集団討論は①相手の意見を正しく理解し、自分の考えを相手に的確に伝える力（コミュニケーション能力）、②テーマの内容を的確に理解・判断し、分かりやすく表現する力（思考力・判断力・表現力）③様々な考えを受け入れて、全体をまとめる力（協調性、将来性、リーダーシップ）を評価されます。これを踏まえて本会ADRセンターに協力をいただきながら、ADRセンターの調停技法研修の修了者、法教育のグループリーダーを経験している者の中から、計3日間延べ9名の会員を派遣しました。

討論型集団面接は生徒5、6名程度を1組として行い、初めに試験官から「外国人向けに学校周辺地域のマップを作るようになったがどのような内容のものにするか」「地域の老人会から催しの依頼を受けたがどのような内容のものを実施するか」「成人年齢が18歳に引き下げられる動きがあるが、大人と子どもの違いを踏まえ、高校生活をどのように過ごすべきか」といったテーマの説明があり、3分程度自分の意見を考える時間を取

ったあと、10分程度、グループで討論を行います。

私たち行政書士は、実際の面接官と同じく「姿勢」「積極性」「協調性」などの基準で採点を行い、模擬面接終了後には、「意見を発表する際には、そう考える理由を添えて説得力を持たせるように」「相手の顔を見る、相槌を打つなどして人の意見を聞く際の姿勢にも気を付けるように」など、気づきや改善点などの講評を行いました。

入社試験さながらの内容で、大人でも難しいと感じるテーマ設定の問題ばかりでしたが、瞬時に問題文の意図を読み取り、また2回、3回と練習を繰り返すうち、私たちのアドバイスを取り入れ改善していく中学生の対応力に驚かされました。

後日、学年主任の先生から、「学校の教師だけで行う模擬面接では経験できない、有意義な経験をさせてあげることができました。」と丁寧にお礼のお声がけをいただき、また推薦入試後、見事に合格した生徒の保護者から、「行政書士の先生方が入った模擬面接が大変効果的だったと本人が言っていた。」という嬉しいお言葉まで伝わってまいりました。

こういったご依頼をいただいたこと自体、支部の、ひいては行政書士の存在が地域社会に頼りにされているという証でもあると言えます、今後も何らかの形で協力し続けることができるよう検討していきたいと考えています。

（法教育推進委員会委員 寺島朋弥）

公証人を講師に迎えて業務研修会を開催しました

平成30年3月7日（水）午後6時30分より北とびあ901会議室にて、北支部主催の業務研修会を開催致しました。テーマは「遺言公正証書を起案する際に留意すべき点について」で、講師に王子公証役場の久我泰博公証人、横田信之公証人をお迎えし、王子公証役場に実際に持ち込まれた案件の内容や特徴傾向を分析し、対象依頼者のパターンをイメージしながら、現場の公証人の意思能力判断基準や書士側の準備の留意点などを中心に貴重なお話をご講義いただきました。

更に、王子公証役場にはあまり持ち込まれないものの、民事信託や死因贈与などを専門に扱う受講者向けにもお話を触れていただき、まだ専門に扱っていない受講者にも新たな分野の可能性が見えた内容であったと思います。また、今回は講師の横田先生が「講義するだけでなく行政書士の先生方がどのように考えていらっしゃるかもこの場で是非いろいろ聞いてみたい」ということで45分

程時間を設け、参加者からは素朴な疑問から専門的で技術的にも突っ込んだ意見や質問の声が上がり、活発で内容の濃い質疑応答の時間となりました。

北支部研修部では、公証人の方々の生の声を聞くことができ、行政書士側の考えもわかっていただけの貴重な機会であるこの様な研修を引き続き継続していきたいと考えております。

（研修部員 立川悦史）



久我泰博公証人

横田信之公証人



老人ホームの家族会で空家対策の講座を実施しました

平成30年3月25日(日)、特別養護老人ホーム 桐ヶ丘やまぶき荘で家族会が開催され、入所者の家族25名の皆様に、小島晴美副支部長(地域支援委員会副委員長)が空家の利活用について解説する講座を実施いたしました。

施設入所により、それまで居住していた家屋が空家になってしまっているケースが少なくなく、空家をどのように管理、または利用・活用そして処分できるかは家族にとって切実な困りごとになっています。特に平成27年2月に「空家対策特別措置法」が施行されて以来、空家の管理者の責任が重くなりました。特定空家に指定されると解体も含め是正措置が義務となります。また、たとえ相続放棄をしたとしても、民法第940条により管理責任は免れないと言われています。

ただし、責任が重くなるだけでなく、助成金などの優遇措置も増えました。たとえば、売却するときには、解体費用の補助や、場合によっては譲

渡税3,000万円の控除があります。賃貸に活用するときには、耐震設計の補助の利用が考えられます。また、賃貸にするにも一般の個人に貸す以外にグループホーム、シェアハウス、民泊、子供食堂など福祉目的での利用など、いまは選択の幅が増えました。

さらに、不動産をどうするかを考えるときに、所有者が誰であるかはとても重要です。所有者が認知症を患っているとき、あるいは登記簿上の所有者が亡くなっているときなどは法的手続ととらなければなりません。

講座では、こうした悩みや困りごとがあるときに、行政書士に相談すると、助成金をフルに活用し空家問題解決のワンストップ窓口になることをお伝えさせていただきました。今後も機会があればこのような空家問題の啓発と相談に応えていきたいと考えています。

(支部長 溝口庸一)

改正相続法勉強会開催報告

平成30年3月29日(木)18時15分より北とぴあ701会議室において、北支部の山賀良彦副支部長を講師に改正相続法勉強会を開催いたしました。参加者は、北支部会員20名・他支部会員4名の合計24名でした。

法務省の法制審議会では、法務大臣の諮問により、民法の相続に関する規定(便宜上「相続法」と呼びます。)の改正案について平成27年から審議をしていましたが、この度要綱が固まり、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」として国会に提出される見込みとなりました。改正案が成立すれば、昭和55年の相続法改正以来、約40年ぶりの大幅な見直しとなります。

相続は我々行政書士の主幹業務の一つであり、区役所等で開催している無料相談会でも多く相談が寄せられる分野であることから、改正案の要旨や業務に与える影響について、いち早く抑えておこうという狙いで、年間の行事予定にはありませんでしたが、急遽、勉強会を開催した次第です。

今回の改正案では、①配偶者居住権の新設、②葬儀代等に充てるための預金の仮払い制度の創設③自筆でない財産目録の添付が可能になるという自筆証書遺言の要件緩和、④遺言執行者の権限の明確化、⑤相続人以外の親族が被相続人の療養看護を行った場合における「特別寄与料」制度の創設など、高齢化社会の進展や家族の在り方の変化を踏まえたさまざまな方策が盛り込まれています。

山賀講師からは、改正案の解説のほか、「配偶者居住権を取得する際の財産評価はどのようになるのか?」「財産目録が自筆でなくてもよいと言うが、登記簿謄本のコピーや写真の添付でも要件を満たすことが可能になるのか?」など、新設制度を運用していくうえで、疑問点についてさらに研究を進めていかなければならないという話がされました。

1時間45分という勉強会の時間では足りないうらいの盛り沢山の内容でしたが、今後、継続的に改正相続法に関する勉強会・研修会を開催して研究を進め、区民の皆様のご相談に適切にお応えできるよう、支部として努めていきたいと思えます。

(研修部長 關口勝生)



平成30年支部定時総会 開催報告

平成30年4月20日（金）午後6時30分より、北とびあ902会議室において東京都行政書士会北支部定時総会を開催しました。

まず、支部細則に則り、立候補により前田浩利会員が議長に選ばれ、議長より会員総数143名のうち93名（委任状提出者62名含む）の出席があり本定時総会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人2名（中村博人、小林まどか両会員）の選任に続き、平成29年度事業報告、平成29年度収支報告、平成29年度監査報告、平成30年度事業計画（案）、平成29年度予算（案）について審議ののち可決承認されました。

東京会総会代議員については、島岡清美、浦部

隆義、常住豊、溝口庸一、徳山義行、雨谷幹彦、山賀良彦、木村光義、山本恵美子、小島晴美、関口勝生、竹田紘己、中村博人、石原丈路の14名が選出されました。



~~~~~

### ようこそ北支部へ!!

平成30年1月から平成30年4月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

| 氏名     | 入会年月日               | 事務所名称                          | 事務所所在地        | 電話番号         |
|--------|---------------------|--------------------------------|---------------|--------------|
| 小谷野 嗣土 | H30.4.31<br>埼玉会より転入 | KOYANO LEGALSERVICE<br>行政書士事務所 | 上十条1-20-2-302 | 03-5948-6095 |

~~~~~

北区をゆく 第9回 ～赤羽馬鹿祭り～



赤羽馬鹿祭りは北区赤羽で毎年4月に開催されるお祭りで、1956年（昭和31年）に地元商店主たちがエイプリルフールにちなんで開催したのが始まりです。

近年は4月最終週の土日2日間に開催されており、JR赤羽駅周辺の複数会場で、音楽ライブやダンスなどのステージ、戦隊ヒーローショー、フ

リーマーケットなど多数のイベントが繰り広げられています。中でも駅前の大通りと赤羽スズラン通り商店街を通るパレードは大会のハイライトとなっており、赤羽の春の風物詩として、多くの区民に愛されているお祭りです。

（広報部長 吉村信一）





東京都行政書士会北支部 無料相談会

■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が
分かりやすく丁寧にお答えします



■ さまざまなお相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・賃貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 6月5日(火)、8月7日(火)
13:00~16:00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会・十条

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

日時 7月3日(火)
13:00~16:00

場所 上十条ふれあい館第一ホール
(上十条3-3-9)

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただくと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日9時~17時)

☎ 03-5963-7437



info@kitashibu.tokyo

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)

